

**流山市保険料等に係る延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について**

[概要] 地方税における延滞金の見直しに合わせ、保険料等の延滞金の割合を引き下げるもの

(主な内容)

ア 対象条例 8 条例

- (ア) 流山市国民健康保険条例
- (イ) 流山市国民健康保険高額療養費資金貸付条例
- (ウ) 流山市介護保険条例
- (エ) 流山市介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例
- (オ) 流山市国民健康保険出産費資金貸付条例
- (カ) 流山市後期高齢者医療に関する条例
- (キ) 流山市流山都市計画下水道事業受益者負担に関する条例
- (ク) 流山市民福祉活動事業運営資金貸付条例

イ 改正の概要

(ア) アの(ア)～(カ)に掲げる条例に係る延滞金について

延滞金の区分	改正前		改正後	
	本則の規定	本則の規定の特例(商業手形の基準割引率+4%)	左の特例に係る改正	
納期限後1か月を超える期間に係る延滞金	14.6%	なし	特例基準割合(貸出約定平均金利+1%) + 7.3%	[参考]貸出約定平均金利の年平均が1%の場合の延滞金の割合 9.3%
納期限後1か月以内の期間に係る延滞金	7.3%	4.3%	特例基準割合(貸出約定平均金利+1%) + 1.0%	3.0%

※貸出約定平均金利・・・銀行が企業に貸し出す際に約束する金利を平均したもの

(イ) アの(キ)に掲げる条例に係る延滞金について

延滞金の区分	改正前		改正後		[参考]貸出約定平均金利の年平均が1%の場合の延滞金の割合
	本則の規定	本則の規定の特例(商業手形の基準割引率+4%)	本則の規定	左の特例に係る改正	
納期限後1か月を超える期間に係る延滞金	14.5%	なし	特例基準割合(貸出約定平均金利+1%)	+7.25%	9.25%
納期限後1か月以内の期間に係る延滞金	7.25%	4.3%	特例基準割合(貸出約定平均金利+1%)	+1.0%	3.0%

14.5%の割合は、都市計画法第75条で上限として規定されている。

(ウ) アの(ク)に掲げる条例に係る延滞金について

延滞金の区分	改正前		改正後		[参考]貸出約定平均金利の年平均が1%の場合の延滞金の割合
	本則の規定	本則の規定の特例(商業手形の基準割引率+4%)	本則の規定	左の特例に係る改正	
納期限後1か月を超える期間に係る延滞金	14.6%	なし	14.6%	特例基準割合(貸出約定平均金利+1%) +7.3%	9.3%
納期限後1か月以内の期間に係る延滞金	14.6%	なし	7.3%	特例基準割合(貸出約定平均金利+1%) +1.0%	3.0%

納期限後1か月以内の期間に係る延滞金の特例の規定はなかった。

ウ 施行日 平成26年1月1日